

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

ブルキナファソ人権報告書 2016年版

概要

ブルキナファソは、選挙で選ばれた大統領が率いる立憲共和国である。2015年11月、ブルキナファソは、平和的に、混乱もなく大統領選挙及び国民議会選挙を実施し、民主化への移行の大きな節目を迎えた。ロック・マーク・クリスチャン・カボレ(Roch Mark Christian Kabore)大統領は、一般投票の53パーセントを獲得して勝利し、また大統領が率いる人民進歩運動(PMP: People's Movement for Progress)は、国会の総議席数127議席のうち、55議席を獲得した。進歩変革連合(UPC: Union for Progress and Change)は、33議席を獲得し、前与党の民主進歩会議(CDP: Congress for Democracy and Progress)は、18議席を獲得した。国内外の立会人は、今回の選挙を自由で公正なものとした。

文民当局は、2015年11月に行われた大統領選挙及び国民議会選挙以降、治安部隊に対する実質的な支配を保ってきた。政府は、2015年9月に支配権の奪還を試みたあと、大統領特別警護隊(RSP: Presidential Security Regiment)を解体し、逃亡中の者、又は反乱の企図に関与して以前に逮捕された者を除く、前大統領特別警護隊(RSP: Presidential Security Regiment)のメンバーを正規軍に統合した。引き続き大統領の安全を守る責任のある統合後の正規軍には、警察官、憲兵及び軍人が含まれていた。

最も重要な人権問題には、自警団による拷問及び殺害の報告、裁判が行われなままでの長期間の拘留を含む生命を脅かす収容状況及び女性器切除/女子割礼(FGM/C)を含む女性、子どもに対する暴力が含まれていた。

その他の人権問題には、裁判の非効率性及び独立性の欠如、言論、表現及び集会の自由の制限、役人の汚職、人身売買、障害者に対する差別、社会的な暴力、レスビアン、ゲイ、両性愛者、トランスジェンダー及びインターセックス社会のメンバーに対する差別、HIV及びエイズ感染者に対する差別、及び子どもを含む強制労働及び売春が含まれていた。前年までと違って、恣意的な逮捕又はジャーナリストに対する暴力の報告はなかった。

不処罰は、依然として、問題であった。政府は、元役人がしたと言われている違反を調査したが、多くの場合、彼らを起訴しなかった。

第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a. 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

政府又はそのスパイが、恣意的又は法に基づかない殺害をしたという報告はなかった。

2015年9月に支配権を奪おうと試みた後、大統領特別警護隊（RSP: Presidential Security Regiment）のメンバーは、2人の子どもを含む14人の抗議者及び傍観者を射殺した。アムネスティ・インターナショナルによれば、殺害された人はひとりも武装していなかったし、誰も治安部隊に対していかなる脅威も示していなかった。

（2016年）6月9日、調査委員会は、ブレーズ・コンパオレ（Blaise Compaore）前大統領が、国会の採決で大統領の在職期間の制限を強引に変更しようとする試みに対する抗議中の2014年に、28人の殺害及び625件の負傷に関する報告書を提出した。その報告書によれば、コンパオレ（Compaore）前大統領及び過渡期のヤクーバ・イザック・ジダ（Yacouba Isaac Zida）前首相を含む31人の起訴を勧告した。起訴を勧告された他の人々の多くは、前大統領特別警護隊（RSP: Presidential Security Regiment）メンバーであったが、彼らの身元は、2016年末までに公表されなかった。

b. 失踪

政治的な動機に基づいた失踪の報告はなかった。

c. 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法及び法律によって、上記の慣行は禁止されており、2014年に、国会は、拷問及びそれに関連するすべて慣行を定義し、禁止する法律を採択した。それにもかかわらず、ブルキナファソ人権・人民運動（BMHRP: Burkinabe Movement for Human Rights and People）という非政府機関（NGO）の報告によると、治安部隊のメンバーは、個人を拷問し、脅迫し、殴打し、そのほか虐待もした。（第1節 a.を参照）

例えば、（2016年）4月、デドゥーゲー（Dedougou）市に住む31歳の運転手ボクーム・サリフ（Bokoum Salif）は、同市の憲兵部隊長の家にあるコンピューターを盗んだとして逮捕され、憲兵による拘留中に死亡した。彼の親戚は、拘留中の彼を訪問し、彼の死後、彼の身体に虐待の形跡があったということを申し立てた。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所及び収容施設の状況は、過密で不十分な衛生状況及び医療のため、過酷なものであり、時には生命を脅かすものであった。

物理的状況：当局は、有罪判決を受けた囚人と共に、裁判前の拘留者を留置した。女性の囚人は、あまり過密でないという主たる理由から、男性の囚人より良い状況であった。規則によると、ワガドゥグー（Ouagadougou）にある 収容矯正施設（MACO）の保健部門では、1人の医者と5人の看護婦の常駐が必要とされているにもかかわらず、拘留者の手当てのために、3人の看護婦しか出勤しておらず、また1人の医者は、週1回の常駐であった。囚人の食事は不十分で、囚人は、親戚から補充された食べ物に頼ることが多かった。ブルキナファソ中の刑務所のインフラは、老朽化していた。収容矯正施設 MACO 及び他の刑務所では、電気が通っている独房があったり、扇風機を所有している囚人がいたにもかかわらず、厳しい過密さによって、不十分な換気を悪化させた。衛生設備は、原始的なものであった。

（2016年）4月6日、外交の代表者たちは、拘留及び人権の基準が法令を順守しているか確認するために、収容矯正施設（MACO）を訪問した。彼らの報告書によれば、過密さ、栄養失調、衛生及び健康問題が挙げられていた。

人権団体によれば、過酷な状況及び放置状態によって、刑務所及び留置場では何人も死亡した。人権活動家たちは、過酷な刑務所の状況により、毎月1人又は2人の囚人が死亡したと推定した。

他の囚人に援助を求める囚人又は障害を持った拘留者にとって、相応しい施設又は設備はなかった。

身体的虐待は、国中の多くの収容施設において問題であった。例えば、人権団体は、（2016年）5月に、憲兵が拷問し、2人の容疑者を殺害したと申し立てた。これらのケースを調査しても、どのケースも年末までに逮捕又は起訴につながらなかった。

食べ物、持ち運び可能な水、衛生、暖房、換気、照明及び医療は、収容矯正施設（MACO）を含むブルキナファソ中の収容施設の大部分において不十分であった。裕福な市民又は権力のある市民にとって、拘留の状況は、他の囚人より良いものであった。例えば、汚職で告発された元役人は、冷蔵庫、テレビ及び料理設備があるエアコン付の建物において、犯罪で告発された他の元役人と共に、収容矯正施設（MACO）で収容されたと報告した。

運営：刑務所が囚人の記録を失くしたり、又は当局が非人道的な刑務所の状況の信用できる申立てを調査することを怠ったという報告はなかった。

独立的監視：政府は、外部の非政府の立会人による監視を許可した。刑務所当局は、事前

の通知なしで、刑務所を訪問する許可を、地方及び国際人権団体、報道、外国の大使館及び赤十字国際委員会（ICRC：International Committee of the Red Cross）に、正式に与えた。

改善点：政府は、過密状態に対処するため、クーペラ（Koupela）地域に収容施設の建設を完了させ、また刑務所制度全体の生活状況を改善するための措置を講じた。国際的な寄贈者のサポートで、政府は、収容矯正施設（MACO）において、屋外のレクリエーション地区を築き、他の刑務所の施設において多目的レクリエーションセンターを建設した。また、当局は、2016年中に、囚人のための読み書き能力及び他のプログラムを開始した。

d. 恣意的な逮捕又は拘留

憲法及び法律は、恣意的な逮捕又は拘留を禁止しているが、治安部隊は、必ずしも、これらの禁止事項を尊重していなかった。

警察及び治安組織の役割

国家警察及び地方警察は、領土管理・地方分権・国内治安省（MOTADIS：Ministry of Territorial Administration, Decentralization, and Internal Security）の監督の下、また、憲兵隊は、同省及び防衛省（MOD：Ministry of Defense）の監督の下、国内の治安の責任を負っている。軍部は、防衛省（MOD：Ministry of Defense）の監督の下、国外の治安の責任を負っているが、時として、国内の治安に関連した任務も支援した。過度な影響力、汚職、刑事免責の風潮及び訓練の欠如が、警察の無能化を招いた。適性を欠いた資質も警察の有効性を妨げた。

軍部法務管理（MJA：Military Justice Administration）は、軍部の隊員又は憲兵による殺害を含むすべてのケースが、職務中に起こったか、また、そうでなければ、正当化することができたかを決定するためにそれらのケースを調査する。軍部法務管理（MJA：Military Justice Administration）は、職務外とみなされるケース又は民間法廷で正当化することができないケースを参照する。民間法廷は、自動的に、警察官に関する殺害を取り扱う。憲兵隊は、警察官及び憲兵による虐待を調査する責任を負っているが、それらの調査結果は、必ずしも公表されなかった。

一部の非政府組織（NGO）及び法務・人権・市民推進省（MOJHRCP：Ministry of Justice, Human Rights, and Civic Promotion）は、治安部隊に対して人権に関する訓練活動を行った。（2016年）4月14日、同省は、武装勢力のトレーナーに対して、市政学、並びに人権

の推進及び保護に関するセミナーを開催した。また、同省は、児童の人身売買、売春及びポルノに対する法律上の禁止事項に関して、警察官及び憲兵に対するセミナーを開催した。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

警察官及び憲兵は、法律に基づき、犯罪を犯した疑いのある人物を逮捕する際には、十分な証拠に基づいた裁判所が発行した令状を所持しなければならないが、当局は必ずしもこれらの手続に従わなかった。当局は、一貫して、拘留者に対する告発を彼らに知らせなかった。拘留者は、法律に基づき、迅速な罪状認否手続、保釈及び弁護士の利用の権利が与えられ、また経済的に困窮している場合には、告発された後に国選弁護人を利用する権利を持っている。裁判官は、保釈の見込みのない審理中の裁判において、一時的な釈放の命令を出すことができる。当局は、これらの権利をほとんど尊重しなかった。当局は、通常、裁判所が発行した許可書を通して、拘留者が家族に接触することを可能にしたにもかかわらず、法律によれば、拘留者は家族に接触できない。

法律によれば、調査目的で告発されない拘留は、最長 72 時間と制限しており、1 回に限って、48 時間延長することができる。警察官は、法律に従うことはほとんどなく、告発のない拘留（予防拘留）の平均期間は 1 週間であった。いったん、当局が容疑者を告発したら、裁判官は、法律に基づき、検察官が告訴内容を調査している 6 ヶ月の予防拘留期間を何回も連続して課すことができる。当局は、被告が治安判事の前に現れるまで、何週間、何ヶ月、それどころか何年もの間、弁護士を利用しない被告を拘留することが多かった。容疑者が外部との連絡を絶ったまま、当局が拘留するという事例はなかった。

裁判前の拘留：当局は、ブルキナファソ中の囚人の 48 パーセントが裁判前の状態にあると推定した。一部のケースでは、当局は、告訴又は裁判なしで、犯罪と言われている犯罪が有罪になった場合の最長の刑期を超える期間、拘留者を拘留した。裁判前の釈放（保釈に基づく釈放）のシステムは存在するが、そのシステムがどの程度利用されているかは、知られていなかった。

被拘留者が法廷で拘留の合法性に異議を唱える能力：法律により、裁判において、逮捕された者又は拘留された者の拘留に関する法的根拠、又は恣意的性質について異議を唱える権利が、彼らに与えられる。しかしながら、伝えられるところによれば、前記の異議を唱えた囚人は、司法の汚職又は裁判官の不十分な配置によって、困難に直面した。

e. 公正な公判の否定

一部の非政府組織（NGO）によれば、憲法と法律は、司法組織に独立性を与えているが、司法組織は墮落し、非効率で、さらには、行政上の有力者の影響を受けていた。裁判の結果が事前に決定していたとみられる事例はなかった。また、当局は、裁判所の命令を尊重した。（2016年）4月に、治安判事の組合によるストライキの後で、政府は、治安判事の給料を増額した。法の規定は時代遅れで、十分な裁判所はなく、さらに、法務費用は過大であった。市民は、自分たちの有する権利についての知識が乏しかったので、彼らが正当性を得る能力をさらに弱めた。

軍事裁判所は、軍事行動規範に違反したとして告訴された軍部の隊員に係る事件を審理する。軍事裁判所に付与されている権利は、民事刑事裁判所に付与されている権利と同等のものである。軍事裁判所は、民間の判事が指揮しており、公判を行い、さらに、地元の報道機関において判決を公表する。

裁判手続

法律は、被告は無罪であるとみなす。被告は、すべての控訴を通して告訴された時点から必要な自由な判断により、直ちに、また詳細まで、告訴について通知を受ける権利を有する。公判は公開されるが、遅れることもある。司法当局は、刑事事件の場合だけ、陪審を利用する。被告は、自分たちの裁判に出席する権利、法定代理人を付けたり、協議したり、さらに弁明の準備のための十分な時間と施設を得る権利を有する。被告は、証拠を提供したり、政府が所有している証拠を入手する権利を有する。被告は、証言したり、又は罪を自白することを強いられない権利を有するが、証言することを拒絶した場合には、多くの場合、より厳しい判決が下された。被告は、異議を唱えたり、証人を出頭させることができ、また、控訴する権利を有する。被告が経済的に困窮していて控訴する民事事件においては、国は国選弁護人をつける。刑事事件においては、国選弁護人は、弁護士をつける余裕のない人々にとって必須である。法律は、前記の権利をすべての被告に付与するが、政府は、必ずしも前記の権利を尊重していない。このことは、一部には、民衆が法律に無関心であったり、また、治安判事及び国選弁護人の長期間に及ぶ不足によるものであった。

法務・人権・市民推進省（MOJHRCP : Ministry of Justice, Human Rights, and Civic Promotion）は、通常、訴訟を3ヶ月以内で審理したが、人権団体は、大きな訴訟は未処理であると報告した。裁判前拘留期間を短縮するための2011年「刑事上の刑罰のリアルタイムの処理」改革によって、検察官及び捜査員（警察官及び憲兵隊）は、刑事上の審問前に審理を処理することができる。この全国的なアプローチによって、当局は、被告に審理中の裁判を公表する前に、彼らに告訴の内容及び裁判の日程を通知することができる。

政治犯及び政治的理由により拘留された者

一部の逮捕及び拘留は、政治的な動機に基づいたものである可能性があったが、2016年を通して、政治犯及び政治的理由により拘留された者の報告はなかった。

2015年10月、憲兵は、(2016)年9月に発生したRSPによる支配権を奪おうとした企てに有罪判決を下すことを拒絶したとして、レオンス・コーン (Leonce Kone) 暫定CDP総裁及びハーマン・ヤメゴ (Hermann Yameogo) 国家民主開発連合 (NUDD : National Union for Democracy and Development) 総裁を逮捕した。当局は、(2016年)7月に、コーン (Kone) を暫定的に釈放し、また(2016年)10月に、ヤメゴ (Yameogo) を釈放した。

(2016年)1月23日に、当局は、エディー・コンボイゴ (Eddie Komboigo) CDP総裁を逮捕し、2015年に企てられた反乱の準備に関与していたとして、告発した。コンボイゴ (Komboigo) は、医学的理由から、(2016年)6月に、暫定的に釈放された。

民事上の訴訟手続及び救済方法

民事事件においては、司法組織は独立性を保っていたが、多くの場合、非効率であり、腐敗しており、さらには、行政上の有力者の影響を受けていた。その結果、政府との紛争を解決するために、市民は好んで、オンブズマンの事務所 (第V節、政府人権団体を参照) を頼ることもあった。

法律は、人権侵害に対する損害を求めたり、又は人権侵害の中止を求めて提訴するために、裁判所を利用する機会を与えることを規定している。さらに、申し立てられた犯罪に対して、行政上及び司法上の救済措置が利用可能であった。人権侵害の被害者は、たとえ国立裁判所を経過する前であっても、西アフリカ諸国経済共同体司法裁判所 (ECOWAS : Economic Community of West African States) 司法裁判所に、直接控訴することができる。民事上及び商事上の紛争について、当局は、訴訟事件をアビジャン (Abidjan) 普通司法・仲裁裁判所 (ACCJA : Abidjan Common Court of Justice and Arbitration) に付託することができる。裁判所は、2016年中に、種々の前記の命令を下した。

国家安全保障、大金持ち又は有力者及び政府の役人に関する機密扱いの訴訟事件については、裁判所の命令を強要するという問題があった。

f. 私生活、家族関係、家庭生活又は通信に関する恣意的又は法に基づかない干渉

憲法及び法律によって、上記の行為は禁止されており、政府は、通常、当該禁止事項を尊重していた。しかしながら、法律によれば、国家安全保障のケースにおいては、令状なしで、電話及び私信を監視、調査及び傍受できる。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

a. 言論及び報道の自由

憲法及び法律により、言論及び報道の自由が規定されており、政府は、通常、当該権利を尊重していた。2015年9月、政府は、報道に係る犯罪を合法化する法律を採用した。法律によって、実刑は、1百万CFAフランから5百万CFAフラン（\$1,718から\$8,591）の罰金に替わる。一部の編集者は、前記の罰金を負担できる新聞社又は報道機関はほとんどないと不満をもらしていた。

2015年施行の法律にもかかわらず、一部のジャーナリストは、名誉棄損及び嫌がらせや脅迫といった別の形態により刑事訴追に直面することもあった。

言論及び表現の理由：法律により、人々が国家元首を侮辱したり、国家元首の職務に関して軽蔑的な言葉を使用することは、禁止されている。個人は、通常、報復しないで政府を批判したが、治安部隊は、2016年中の政治的主導者の発言により、彼らを逮捕した。（第1節 e.及び第3節参照）

報道の自由：独立した新聞社、風刺に富んだ週刊誌及びラジオ局・テレビ局が、たくさんあったが、それらの一部は、政府を激しく批判した。外国のラジオ局は、政府の干渉を受けることなく、放送した。新聞、テレビ及びラジオなどの政府の報道のアウトレットは、政府を支持する偏った見方を示すこともあったが、新聞及びテレビの番組編成において、重大な意味を持つ抵抗への関与を認めた。（2016年）6月17日、通信大臣は、政府が所有する国家テレビのニュース放送は、政府の役人の活動から始めるべきであるということ、及び政府の報道が雇用するジャーナリストは、政府を支持するか、又は辞職するべきであるということを表明した。（2016年）7月21日、ジャーナリストの組合は、通信大臣の表明を非難し、さらに（2016年）9月には、ジャーナリストの組合は、ストライキを起こし、政府に、脅迫及び強制を止めるように要求した。

全ての報道は、行政上及び法律上、通信省の監督下に置かれており、同省は、情報及び通信に関する政府の政策の立案及び実行について責任を負っている。上級通信協議会（CSC：Superior Council of Communication）は、職業上の倫理基準及び政府の政策への服従を強

要させるために、ラジオ、テレビの番組編成、新聞及びインターネットのウェブサイトの内容を監視した。上級通信協議会（CSC：Superior Council of Communication）は、ジャーナリストを召喚することができ、さらに、度重なる違反に対して、警告を発することができる。聴聞会は、申し立てられた名誉棄損罪、治安を乱すこと、暴力を起こすこと、又は国家安全の違反に関与することができる。CSC が軍事機密と分類する情報を（2016年）2月10日に公表の後、CSC は、（2016年）2月19日に、民間の新聞社であるレヴンメント（L'Evenement）の営業を1ヶ月間停止させた。（2016年）2月22日、レヴンメント（L'Evenement）は、前記の営業停止を報道の自由に対する攻撃と評する上級通信協議会（CSC：Superior Council of Communication）の決定を非難する声明を公表した。新聞社は、この事件をワガドゥグー（Ouagadougou）行政裁判所に持ち込み、裁判所は、一時停止を取り消した。

暴力及び嫌がらせ：ブルキナジャーナリスト協会によれば、民間の放送会社である BF1 テレビのウィリアムソンダ（William Somda）が平和的出来事を映画化していたので、2016年6月9日、憲兵は、彼を脅迫し、また、口頭で激しく非難した。

検閲又は内容の制限：法律は、国家元首を侮辱することを禁止することに加え、さらに故人を尊重していないショッキングな画像及び題材の公表を禁止している。ジャーナリストは、自己検閲を実施した。2016年2月26日に、警察はブルキナ情報庁に対して、同庁のウェブサイトから、攻撃的と思われる「ファラ（Fara）：バンディッツ（Bandits）は、警察署を閉鎖してから、警察署を荒らした。」という題の記事を削除するように命令した。警察は、報告は虚偽であると表明し、同庁に対して、物語を否定するように強要した。

インターネットの自由

政府は、インターネットへのアクセスを制限しなかったが、上級通信協議会（CSC：Superior Council of Communication）は、規則に服従することを強要するインターネットのウェブサイト及び公開討論会を監視した。国際通信連合によれば、2015年において、ブルキナファソの人口の11.4パーセントは、インターネットを使用していた。

学問の自由及び文化行事

政府は、学問の自由又は文化行事を制限しなかった。

b. 平和的集会及び結社の自由

集会の自由

憲法及び法律は、集会の自由を規定しているが、政府は、必ずしも当該権利を尊重しなかった。当局は、デモを禁止したり、また、暴力の行使によってデモを解散させることもあった。

例えば、大統領特別警護隊（RSP : Presidential Security Regiment）の兵士は、支配権を奪おうとした 2015 年 9 月の企て（第 1 節 a.参照）の後、及び 2014 年の大衆による暴動が起こっている間、公衆の集会を解散させたり、妨げるために、銃撃などの暴力を振るった。2015 年 10 月、独立委員会が設立され、2014 年の暴動の間の大統領特別警護隊（RSP : Presidential Security Regiment）による暴力の行使を調査した。委員会は、大統領特別警護隊（RSP : Presidential Security Regiment）による傷害及び殺人に対して責任があるとして、ブレーズ・コンパオレ（Blaise Compaore）前大統領及びヤクーバ・イザック・ジダ（Yacouba Isaac Zida）前首相などの 30 人以上に出頭を命じた。被告に対する法的措置は、年末まで取られなかった。

政党や労働組合は、政府の許可なしに集会や大会を開催することができるが、交通に影響を与えたり、また公共の秩序を脅かす公共のデモについては、事前の通知と承認が必要とされる。デモ又は大会により、暴力、傷害、又はかなりの財産上の被害が発生する場合、そのデモの主催者は、6 ヶ月から 5 年の懲役刑及び 100,000CFA フランから 2 百万 CFA フラン（\$172 から \$3,436）の罰金刑が課せられる。認可されていない大会又はデモを主催したとして有罪になった場合は、罰金刑は、2 倍になることがある。デモ参加者は、裁判前に、計画上のデモの行進ルート又は日程の拒否、又は強制的な修正に対して控訴することができる。

c. 信教の自由

米国国務省の国際的な宗教の自由に関する報告書（www.state.gov/religiousfreedomreport/）を参照。

d. 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

憲法は、国内移動の自由、海外旅行、移住及び送還を規定しており、政府は、通常、当該権利を尊重した。政府は、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR : UN High Commissioner for Refugees）及び他の人道支援団体と協力し、国内避難民、難民、帰還難民、亡命希望者、無国籍者及びその他の関係者を保護し、支援した。

難民の保護

庇護へのアクセス：法律は、保護施設又は難民の資格を与えることを規定しており、政府は、難民を保護するシステムを構築した。国家難民委員会（CONAREF：National Committee for Refugees）の支援の下、女性・国家連帯・家族関係省（MWNSF：Ministry of Women, National Solidarity, and Family）は、ブルキナファソにいる 34,000 人の難民を支援するための国内外の取り組みを調整する中心的存在である。2016 年中の政府によるマリの難民に対する援助の総額は、合計で、240 百万 CFA フラン（\$412,371）であった。

同省によると、コートジボアールのブーナ（Bouna）における自治体間の戦闘の後、2,167 人がブルキナファソに逃れ、ヌーンビエル（Noumbiel）の南西県に避難した。彼らの多くは、ブルキナファソの市民であったため、政府は、彼らを帰国者に指定した。政府は、彼らに、約 125 百万 CFA フラン（\$215,000）に及ぶ食糧及び他の援助を提供した。

2012 年に、北マリにおいて、政府軍とトゥアレグ（Tuareg）反乱軍との間で、戦闘が再開されたが、結果的に、250,000 人以上のマリ人が、ブルキナファソなどの近隣諸国に逃亡した。国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR：UN High Commissioner for Refugees）によれば、約 50,000 人のマリ人の多くはトゥアレグ族（Tuareg）及びアラブ人であり、ブルキナファソの国境を越えて逃亡し、地元当局に避難民として登録した。当局は、すべての申請を個別に審査している間、マリからのすべての避難民に、明白な難民としての資格を与えた。当局は、難民の多くをサヘル（Sahel）地域のスム（Soum）及びウダラン（Oudalan）県に定住させた。女性・国家連帯・家族関係省（MWNSF：Ministry of Women, National Solidarity, and Family）は、国家難民委員会（CONAREF：National Committee for Refugees）の支援の下、2016 年末時点でブルキナファソに残留する 32,000 人以上のマリの難民を支援するためのすべての国内外の取り組みの調整を支援する政府の中心的存在であった。2016 年中、これらの難民は、政府から 240 百万 CFA フラン（\$412,371）の支援を受けた。

第 3 節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法は、市民に、秘密投票により開催され、普遍的で平等な投票に基づく自由かつ公正な定期的な選挙において、彼らの政府を選択する能力を与えている。

選挙及び政治的参加

最近行われた選挙：2015 年 11 月に、大統領選挙及び国民議会選挙が行われた。（2016 年）

5月22日に、2014年に移行政府によって解散させられた地方自治体及び地域評議会に取って代る選挙が行われた。有権者の投票数は、通常より少なかった。368の地方自治体のうち3自治体においては、投票は行われなかった。ブルキナファソの一部の地域においては、選挙後の市評議会による市長の選択過程は、政党の行動主義者間の不調和によって台無しにされ、カラングッソ（Karangasso）及びカンンチャリ（Kantchari）において、少なくとも、3人の死亡及び数十人の負傷が発生した。政府は、暴力を非難し、速やかな法的措置を取ることを約束した。2016年末までに、暴力に関与したすべての者に対して、法的措置は取られなかった。

国家移行評議会（CNT : National Transitional Council）によって承認された2015年4月の選挙規約によれば、前与党の一部メンバーの除外が規定されている。選挙規約によれば、大衆暴動につながった憲法改正を支持した者は、将来の選挙における候補者になることはできないと述べられている。2015年の国民議会選挙及び大統領選挙からの除外に加えて、多くの候補者も、（2016年）5月の市の選挙から除外された。（2016年）4月、行政裁判所は、多くの当該候補者に対して、前与党の政敵によって申し立てられた控訴を却下した。

女性及びマイノリティーの参加：女性及びマイノリティーのメンバーが政治プロセスに参加することを制限する法律はなく、女性及びマイノリティーのメンバーは、実際に参加した。男女割当法によれば、政党は、国民議会選挙及び地方自治体選挙において、政党の候補者リストにおける地位において少なくとも30パーセントは女性が占めるように指名しなければならないが、どの政党も、地方自治体の選挙中、この必要条件を満たさなかった。法律を遵守しなかった政党は、領土管理・地方分権・国内治安省（MOTADIS : Ministry of Territorial Administration ,Decentralization, and Internal Security）から選挙補助金の一部しか受け取ることができなかった。これに対して、2015年11月の国民議会選挙に参加した99の政党のうち39の政党は、男女割当法を遵守した。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律は、役人による汚職に対して、刑事罰を規定しているが、政府は、法律を効果的に実施しなかった。また、役人は、罰せられずに、汚職に手を染めることが多かった。地元の非政府組織（NGO）は、いわゆる、上級公務員によるとんでもない汚職を批判した。非政府組織（NGO）は、税関業務、憲兵隊、税務当局、国家警察、地方警察、公衆衛生サービス、地方自治体、教育機関、政府による調達部門及び法務・人権・市民推進省（MOJHRCP : Ministry of Justice, Human Rights, and Civic Promotion）において広がる汚職を報告した。一部の非政府組織（NGO）は、調達部門が最も汚職の行われた政府の部門であると分類した。一部の非政府組織（NGO）は、現政権が、以前に汚職事件の主役であった個人を

一層高い地位に任命することを例に挙げて、汚職撲滅のための政治的な意思の欠如を報告した。

汚職：2015年6月、ワガドゥグー (Ouagadougou) 控訴裁判所は、2012年に発生した900百万 CFA フラン (\$1.5 百万) に関する汚職事件により、ウスマンガイロ (Ousmane Guiro) 前税関局長に対して、執行猶予付の懲役 2 年の判決を下した。裁判所は、ガイロ (Guiro) の財産の没収の命令を下し、また、罰金 10 百万 CFA フラン (\$17,182) を科した。検察当局は、ガイロ (Guiro) の執行猶予付き判決を大審院に上訴し、大審院は、事件を受け付けたが、年末までに、当該判決を裁判に持ち込まなかった。

資産公開：2015年3月、国家移行評議会 (CNT : National Transitional Council) は、大統領、議員、大臣、大使、軍事的指導者のメンバー、裁判官及び国家の資金管理担当のあらゆる者などの政府の役人に、彼らの資産及び在職中に受領したあらゆる贈物及び寄付を公開させる汚職行為防止法を採択した。憲法評議会は、前記の法律が遵守されているか、監視及び確認する権限が与えられており、また、不履行が疑われる場合、調査を命じることができる。資産公開は公表されていないが、不履行に対する刑事上又は行政上の制裁が行われた報告はなかった。

(2016年)6月28日、汚職を防ぐため、国家管理及び戦闘に関する上級庁 (HASC : Higher Authority for State Control and the Fight) は、資産公開の要件を拡大して、政府の役人の配偶者及び未成年の子どもを含めた。違反行為は、最長 20 年の懲役刑及び最高 25 百万 CFA フラン (\$43,000) の罰金刑に値する。また、法律は、正当な所得に関する規制により規定された 5 パーセントの閾値を超える生活上の支出の増加を合理的に説明できない者を罰する。有罪となった者は、2年から5年の懲役刑及び5百万 CFA フランから 25 百万 CFA フラン (\$8,591 から \$42,000) の恐れがある。(2016年)4月、政府の役人が受け取ることができる贈物の価値を 35,000 CFA フラン (\$60) に制限する法律が承認された。

情報の一般公開：2015年8月、国家移行評議会 (CNT : National Transitional Council) は、国家に関する情報及び行政上の文書を入手する権利を定めた法律を採択した。過去において、省庁は通常、国家の治安及び機密性の理由から、情報の要請に応じなかった。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

人権に関する国内外の諸団体は、通常、政府による制限を受けることなく、人権に関する訴訟の調査結果を調査して、出版した。政府の役人は、通常、協力的で、当該諸団体の見

解に対する反応は良かった。

政府の人権団体：オンブズマンの事務所は、政府関係の法人、公的機関及び他の公共サービスの任務を委託されている団体に関する市民の不満に取り組む。オンブズマンは、大統領によって任命され、その任期は5年で更新はできなく、また、その任期中は解任されず、通常、効果的で公平なものとなされた。

法務・人権・市民推進省（MOJHRCP：Ministry of Justice, Human Rights, and Civic Promotion）は、人権及び公民権に関する保護及び推進の責任があり、人権に関する治安部隊のメンバーの意識を高めるため、彼らに対する教育キャンペーンを行う。

政府から資金提供を受けた人権に関する国家委員会は、人権に係る懸案事項に関する対話の永久的なフレームワークを提供する。そのメンバーには、人権に関する諸非政府組織（NGO）の代表、組合、職能団体及び政府が含まれる。ブルキナファソの人権に関する運動は、委員会に参加せず、政府の影響を受けていることを非難した。委員会は、十分な資金提供はされなかったが、人権の推進に関して、前年までの数年間と比較すれば、一層効果的かつ可視的な状態が続いた。

第6節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：2015年9月、政府は、女性及び少女に対する暴力の防止及び抑制、並びに被害者に対する支援に関する法律を可決した。強姦が有罪になった場合は、5年から10年の懲役刑となるが、新しい法律では、さらに、100,000 CFAフランから500,000 CFAフラン（\$172から\$859）の罰金が科せられる。警察は、通常、強姦に関する諸報告を調査したが、その被害者は、文化的障壁及び報復の恐れがあるため、諸報告に基づいた提訴をしなかった。人権に関する諸非政府組織（NGO）によれば、強姦は、頻繁に発生した。当局は、2016年を通して、諸々の強姦事件を告訴したが、報告された諸事件又は告訴された諸事件の数に関する統計は、得られなかった。ローマカトリック教徒及びプロテスタント本部、ブルキナファソにおける女性法律家協会、女性協会及びプロモ・ファム（Promo-Femmes）（女性に対する暴力と闘うために尽力する地域ネットワーク）などの一部の組織は、強姦の被害者とカウンセリングした。

女性に対するドメスティック・バイオレンスは、特に地方で、頻繁に発生した。例えば、（2016年）4月13日、ダペルゴ（Dapelgo）の村落地域において、1人の男が、自分の妻の不倫を

責めた後、彼女を殺害した。その後、激怒した暴徒が、彼を殺害した。列国議会同盟 (IPU : Inter-Parliamentary Union) によれば、女性の 33.9 パーセントが肉体的暴力を受けており、そのうち、68 パーセントのケースは、自分の夫から受けていた。被害者のほとんどは、恥ずかしさ、恐怖又は自分の配偶者を裁判所へ出廷させるのを嫌がるため、法的措置を講じなかった。法廷に持ち込まれた数少ないケースについて、法務・人権・市民推進省 (MOJHRCP : Ministry of Justice, Human Rights, and Civic Promotion) は、告訴、有罪又は刑罰に関する統計を提供できなかった。ブルキナファソにおいて、ドメスティック・バイオレンスの被害者のための政府が運営する避難所はなかったが、13 地方の「メゾン・ド・ラ・ファム (Maison de la Femme)」の各センターには、カウンセリング施設があった。ワガドゥグー (Ouagadougou) において、女性・国家連帯・家族関係省 (MWNSF : Ministry of Women, National Solidarity, and Family) は、4ヶ所の施設で、ドメスティック・バイオレンスの被害者を支援した。同省は、虐待を受けた女性に対して、カウンセリングをしたり、住居を提供することもあった。

同省には、女性が持つ権利について、女性を教育するための法務部門があり、一部の非政府組織 (NGO) は、女性の権利を保護するために協力した。同省は、女性の持つ権利を彼女たちに知らせるため、多くのセミナー及び諸々の感作キャンペーンを開催した。同省によれば、ドメスティック・バイオレンスの被害者に対するケア及び諸事件の証拠書類の提出についての教育も受けた 60 人のラジオジャーナリスト及び 60 人の司法警察などの 5,800 人以上の人が、女性及び家族の権利、並びにドメスティック・バイオレンスと闘うことに関する教育を受けていた。

法律により、「同意なしで結婚を強要するため、又は組合への加入を強いるための誘拐」が有罪になった場合には、6ヶ月から 5 年の懲役刑を科される。性的虐待又は拷問が有罪になった場合、又は性奴隷が有罪になった場合、2 年から 5 年の懲役刑が科される。前記の虐待が有罪になった場合には、さらに 500,000 CFA フランから 1 百万 CFA フラン (\$859 から \$1,718) の罰金刑を科することができる。

法律により、警察は、被害者とその未成年者の保護をしなければならない。また、法律は、高等裁判所に、女性及び少女に対する暴力事件に関する独占的な司法権を持つ司法機関の設立を命じている。法律により、すべての警察及び憲兵隊は、暴力による女性被害者、又は暴力に脅かされている女性被害者を支援する担当者を指名しなければならないと同時に、緊急事態に対応しなければならない。しかしながら、一部の部隊は、年末までに従わなかった。法律は、さらに、暴力を受けた女性被害者のための各地方自治体におけるケア及び保護施設の設立並びに被害者のケアのための政府による支援基金を創設を命じている。当該施設は、緊急時に被害者を受け入れ、被害者に安全を提供し、支援サービス (医療及び

心理社会的支援を含む)を提供し、また、可能であれば、被害者を裁判所に紹介する。

女性器切除／女子割礼 (FGM/C) : 法律により、女性器切除／女子割礼 (FGM/C) は禁じられているが、特に地方では、広く行われ、また、通常、低年齢時に行われる。国際連合児童基金 (UNICEF : UN Children's Fund) による 2013 年からの統計によれば、女性器切除／女子割礼 (FGM/C) の発生率は、当該報告書の前までの 12 年間で、27.5 パーセント低下した。しかしながら、15 歳から 49 歳までの少女と女性の 76 パーセント及び 15 歳未満の少女の 13 パーセントは、女性器切除／女子割礼 (FGM/C) を受けたと報告されている。加害者が有罪になった場合には、150,000 CFA フランから 900,000 CFA フラン (\$258 から \$1,546) の罰金刑が科せられるほか、6 ヶ月から 3 年の懲役刑が科せられ、また、被害者が死亡した場合には、最長 10 年の懲役刑が科せられる。女性器切除／女子割礼 (FGM/C) の高い発生率にもかかわらず、国際連合児童基金 (UNICEF : UN Children's Fund) によれば、当局は、2015 年においては、72 件の女性器切除／女子割礼 (FGM/C) の報告しか受けておらず、また、2016 年 1 月から 9 月までの期間では、13 件の報告しか受けていない。

治安部隊及び女性・国家連帯・家族関係省 (MWNSF : Ministry of Women, National Solidarity, and Family) のソーシャルワーカーは、女性器切除／女子割礼 (FGM/C) の加害者及びその共犯者の一部を逮捕し、2016 年末時点で、加害者及び共犯者の一部は懲役刑を受けた。同省によれば、すべての被害者は、1 歳半から 8 歳までの未成年者であった。同省は、多次元アプローチに基づき、治安部隊と連携した。当該連携には、調査及び女性器切除／女子割礼 (FGM/C) の加害者の逮捕のための治安部隊への財政的支援、並びに教育的かつ女性器切除／女子割礼 (FGM/C) の実施を阻止させるテクニックに関する訓練が含まれる。

例えば、(2016 年) 7 月、ワガドゥグー (Ouagadougou) の警察は、6 歳の少女に女性器切除／女子割礼 (FGM/C) を行ったとして、1 人の女性及び一人の男性を逮捕した。この少女の両親に女性器切除／女子割礼 (FGM/C) の実施を助長したと伝えられている 1 人の宗教指導者及び当該犯罪に関与した 1 人の共犯者は、2016 年末時点で捕まっていない。

政府は、女性器切除撲滅に関する国家委員会 (NCFE : National Committee for the Fight against Excision) を通して、女性器切除／女子割礼 (FGM/C) の被害者の身元の特定及び支援をするための啓蒙活動、訓練及びプログラムを実施した。同委員会は、女性器切除／女子割礼 (FGM/C) に関する事件の報告を受けるために、無料通話サービスを設けた。同委員会は、女性器切除と闘う地方委員会を通して、女性器切除／女子割礼 (FGM/C) を廃止させるために、地元の住民らと連携した。当該諸委員会には、政府の省庁の代表者たち、警察官、憲兵隊、並びに地元及び宗教の指導者たちが含まれていた。政府は、さらに、

公共の保健施設の 35 パーセントで、出生前、新生児における女性器切除／女子割礼 (FGM/C) の防止と予防接種のサービスを一本した。女性器切除／女子割礼 (FGM/C) と闘うために、2016 年中に政府が取った措置には、トゥイ (Tuy) 県における女性器切除／女子割礼 (FGM/C) の実施によって告訴された者を審理するための移動型裁判所の設立、公教育に関するフェイスブックのページの創設、公共及び民間の保健施設への 322 個の医療キットの配布、女性器切除／女子割礼 (FGM/C) を廃止させることに関する 164 人の教育・リテラシー省 (MEL : Ministry of Education and Literacy) の役人の訓練、フエ (Houet) 県、カディオゴ (Kadiogo) 県及びサンマテンガ (Sanmatenga) 県において、女性器切除／女子割礼 (FGM/C) 問題に取り組むための 5 つの高等学校のソーシャルネットワークの設立、及び国際「女性器切除／女子割礼 (FGM/C) 不寛容」デーの開設などがあった。

他の有害な伝統的習慣：法律により、魔女呼ばわりされた女性又は少女に、肉体的又は精神的な虐待をして有罪になった者は、1 年から 5 年の懲役刑、及び／又は、300,000 CFA フランから 1 百万 CFA フラン (\$515 から \$2,577) の罰金刑が科せられる。支援を受けられない高齢の婦人は、主に地方に住んでおり、未亡人であることが多く、近所の人から魔女呼ばわりされ、村から追放されることがあった。村民は、当該女性は親戚又は子どもの魂を「蝕む」として、非難した。被害者は、自分たちの家族への影響を恐れて、めったに法的措置を取らず、政府によって運営されている施設に避難したり、都会の施設の慈善団体を探した。例えば、(2016 年) 5 月 16 日、ピリンピクー (Pilimpikou) (パツソレ (Passore) 州) の村落に住む 3 人の高齢者が 1 人の若者の死に関わったとして、魔女呼ばわりされた。70 人の高齢者が、安全を求めて村から逃げ出した。犠牲者の一部は、当局からの支援を求めたが、逃げ出した多くの者は、2016 年末時点で、元の居住地に戻ることはできなかった。魔女呼ばわりされた約 600 人高齢者は、全国の 13 ケ所の連帯施設に宿泊した。魔女呼ばわりされた高齢者を保護するために、政府によって取られた措置には、111 百万 CFA フラン (\$191,000) の財政支援、及び魔女呼ばわりされた人々を社会から排除することに反対する国家的キャンペーンの計画が含まれていた。

セクシャルハラスメント：法律によれば、セクシャルハラスメントが有罪になった場合、3 ヶ月から 1 年の懲役刑及び 300,000 CFA フランから 500,000 CFA フラン (\$515 から \$859) の罰金刑が科せられ、加害者が、ある親戚であったり、権力を持つ立場にある人であったり、又は被害者が「弱い立場の人」である場合には、最高の罰金刑が科せられる。主として、セクシャルハラスメントは多くの人によって文化的に受け入れられていると思われていたという理由から、法律を施行しても、政府は無力であった。報告された事件、起訴又は有罪の件数に関する有効な統計はなかった。

性と生殖に関する権利：法律によれば、夫婦及び個人は、自由にかつ責任を持って、差別、

抑圧、又は暴力を受けない自分たちの子どもの数、間隔を空けること及びタイミングを決定することができるが、人々は当該権利を行使するための情報及び手段を持っていなかった。すべての女性は、政府及び民間の保健施設を利用でき、当該施設は、性と生殖に関する保健サービス、出産中の高度医療支援（欠くことのできない産科ケア及び出産後のケア）、及び性感染症の診断及び治療を提供した。しかしながら、遠く離れた村落には、当該施設がないことが多かったり、当該施設を簡単に訪問することができる十分な交通インフラがなかった。

2010年の人口及び保健調査によれば、95パーセントの女性が、熟練者から出産前ケアを受けており、熟練者は67パーセントの出産に立ち会った。国際連合の人口関係局の推計によれば、15歳から49歳の少女及び女性の17.8パーセントは、最新の避妊法を用いていた。出産に関する決断は、夫に委ねられていたという文化規範により、避妊具の使用は限定的なものであった。世界保健機関（WHO : World Health Organization）は、2015年における100,000人の生児出生につき371人の産婦死亡率は、地方における保健施設の利用不足に原因があるとした。アムネスティ・インターナショナルの報告によれば、産婦死亡は、医療従事者が十分な訓練を受けていないことに起因していた。中絶を原因とする合併症の管理サービスを含む緊急医療は、通常、都市部で受けることができたが、地方においては受けられないことが多かった。

差別：法律は、通常、女性に対して、男性と同じように、家族関係、労働、財産及び相続法のもとなどでの法的身分及び権利を付与しているが、差別は頻繁に発生した。女性は、社会において下役であり、教育、職業、財産の所有、クレジットの利用、事業の管理及び所有、並びに家族に係る権利において、差別を受けることが多かった。労働法は、男性も女性も同様に、すべての労働者は、同一の労働条件、同一の資格及び同一の実績に対して、同一の賃金を受けなければならないと規定している。それにもかかわらず、女性は、通常、同一の労働に対して、一層少ない賃金しか受けておらず、一層少ない教育しか受けておらず、さらに、一層少ない資産しか所有していなかった。法律は、一夫多妻制を認めており、女性は結婚前に、本当に一夫多妻制に同意しなければならない。夫が妻子を捨てた証拠を妻が提供した場合、妻は夫の重婚に反対することができる。各配偶者は、離婚を嘆願することができ、法律は、子供を最優先にすることを原則として、いずれかの親に子どもの親権を与えることを規定している。母親は、通常、子どもが7歳になるまで、子どもの親権を持ち続けたが、7歳になった時点で、親権は、子どもの父親又は父親の家族に戻った。

女性は、正式な部門の労働人口の約45%を占めており、主として、少ない賃金の仕事、低い地位の仕事に集中した。法律は、女性及び男性に対して、同等の財産権及び相続権を与えているが、借地権の慣行により、個人の所有権以上に、家族及び社会の土地の必要条件

が目立っていた。法律が、75 パーセントの結婚を内縁の結婚（単なる宗教的又は伝統的儀式と共に）であると定義づけ、また法的拘束力はないという事実により、状況は悪化した。例えば、地方においては、女性が所有している土地は、結婚後、女性の夫の家族の財産になる。特に地方の多くの市民は、女性に対して相続権を認めず、女性を、女性の夫の死後に相続されることがあり得る財産とみなすという古説に固執していた。

政府は、女性に対する態度を変えるための報道向けキャンペーンを実施した。女性・国家連帯・家族関係省（MWNSF : Ministry of Women, National Solidarity, and Family）は、女性が持つ各権利に関わる女性の意識の向上に対して責任を負っており、女性が容易に土地所有できるよう取り組んだ。政府は、多くの地域社会における奉仕活動の取り組み及び女性の権利を向上させるための意識向上キャンペーンを後援した。例えば、同省は、中北部地方、中南部地方、中西部地方及びサヘル（Sahel）地方における公立及び私立学校に通う約 160 人の教師に対して、教育システムに係る性差による不平等及び格差と闘うための情報及び教育集会を開催した。

子ども

出生登録：市民権は、ブルキナファソの領土内の出自、又は、どちらかの両親に由来している。両親は、通常、特に届出を行う施設がほとんどない地方においては、多数の出生を速やかに届けなかったし、両親が届出の必要性を知らないことも多かった。届出をしないことによって、通学などの公共サービスを受けられなくなることもあった。この問題に対処するため、政府は定期的に届出を促す活動を主催し、また、遅延した出生証明書を発行した。

児童虐待：当局は、軽い体罰なら大目に見ており、両親は、大いに軽い体罰を行った。政府は、児童虐待に対処するためのセミナー及び教育キャンペーンを実施した。刑法により、子どもに対して非人道的な扱い又は虐待をして有罪になった場合、1年から3年の懲役刑及び300,000 CFA フランから900,000CFA フラン（\$ 515 から \$ 1,546）の罰金刑が科せられる。

政府は、効果的に法律を施行しなかった。例えば、女性・国家連帯・家族関係者は、無料通話サービスを設けて、人々が匿名で子どもに対する暴力事件を報告できるようにした。2016 年末時点で、6,652 件の電話による報告があった。当該報告によって逮捕又は告訴につながったものは1つもなかった。

早期結婚及び強制結婚：結婚ができる法律上の最低年齢は、少女は17歳で、少年は20歳

であるが、早期結婚及び強制結婚は問題であった。国際連合児童基金（UNICEF：UN Children's Fund）によれば、20歳から24歳までの女性の10パーセントは、15歳になる前に結婚したり、性的関係を持ち、52%の女性は、18歳になる前に結婚していた。サヘル（Sahel）地域では、12歳から14歳までの少女の55パーセントは、早期結婚の被害者であり、67パーセントの少女は18歳になる前に結婚したが、少年の場合は17%が結婚した。法律により、強制結婚は禁止されており、違反者に対しては、6ヶ月から2年の懲役刑が科せられ、さらに、被害者が13歳未満の場合には、懲役刑の期間は3年になる。2016年中、告訴の報告はなかった。政府の無料通話サービスによって、市民は強制結婚の報告ができるようになった。

女性・国家連帯・家族関係省（MWNSF：Ministry of Women, National Solidarity, and Family）は、2016年中に、国務、財政上及びテクニカルパートナー、非政府機関（非政府組織（NGO））、及び他の市民団体に係る早期結婚を防止するための共同プログラムを開始した。早期結婚の廃止及びその3ヶ年行動計画を推進するための同省の国家戦略の一環として、東部地方、ブクル・デュ・ムウン（Boucle du Mouhoun）地方及びサヘル（Sahel）地方の10県から来た300人の従来からの宗教上の地域社会の指導者は、早期結婚に立ち向かうための訓練の訓練を受け、さらに、当該地域における早期結婚の恐れのある被害者又は子どもに対して、300件の奨学金が用意された。

報道によれば、誘拐、強姦、及び処女の未成年の少女を妊娠させ、その後強姦者との結婚に同意するように家族に強要するというこれまでの慣行が存続していた。例えば、（2016年）5月、14歳の少女は、東部地方のポティアマンガ（Potiamanga）の村落において、少女の父親のいところによって、誘拐され、強姦されたと伝えられている。2016年末時点において、警察は、少女又は少女の誘拐犯の居場所を見つけていない。加害者による迫害を恐れて、この慣行の被害者が当該事件を報告することはめったにない。

女性器切除／女子割礼（FGM/C）：第6節 女性を参照

児童の性的搾取：法律により、児童売春又は児童ポルノが有罪になった場合には、5年から10年の懲役刑、1.5百万 CFA フランから3百万 CFA フラン（\$ 2,577 から \$ 5,155）の罰金刑、又はその両方が科せられる。同意に基づいたセックスをしたと認められる最低年齢は15才である。2014年、国会は、児童売買、児童売春及び児童ポルノを犯罪とする法律を制定した。児童売春に関する政府の統計データはなかったが、行政によるサービス及び人権協会は、統計データがないことは問題であると考えた。児童売春、児童ポルノ及び性的目的のための児童売買撲滅を目的とする国際的非政府機関（NGO）により、2014年に実施された調査によれば、商業的な性的搾取を受けた子どもは少なくとも243人おり、その

うちの 63%は、ブルキナファソ人であった。貧しい家族の子どもは、特に性的人身売買の被害に遭いやすかった、前記の調査によれば、売春をしている少女の平均年齢は 16 歳であり、その被害者の多くは、仕事の一環として売春にさらされやすいバーで働いていた。

幼児殺害又は障害がある子どもの殺害：法律により、幼児殺害をした場合、10 年から終身の懲役刑が科せられる。2016 年に報告され、又は告訴された事件の数に関して、入手可能な統計データはなかった。しかしながら、新聞は、新生児遺棄に関する一部の事件を報告した。例えば、(2016 年) 4 月 14 日、ある女性が、キルウィン (Kilwin) (ワガドゥグー (Ouagadougou) 地方) における通りに新生児を置き去りにし、発見された時、その場所で死亡していたと伝えられている。国家警察は当該事件を調査したが、逮捕に至っていない。

故郷を追われた児童：主として、ワガドゥグー (Ouagadougou) 及びボボ・デュラッソ (Bobo-Dioulasso) においては、路上で暮らす子どもたちが多勢いる。子どもたちの両親が未登録のコーラン人の教師と共に勉強するため、又は親戚と暮らして学校に行くために、子どもたちを都市に送りこんだ後、多くの子どもたちは、最終的に路上で暮らすようになった。女性・国家連帯・家族関係省 (MWNSF : Ministry of Women, National Solidarity, and Family) によると、2016 年中に、6,427 人の子どもたちが路上で暮らしていた。路上で暮らす子どもたちの増加を食い止めたり、子どもたちの社会復帰を達成するための同省の活動には、教育及び保護のための行動戦略の実施が含まれていた。同省によれば、前記の活動により、300 人の子どもが路上生活から脱し、その活動の強化及び社会的保護計画を通して、子どもたちは社会復帰を果たした。

国際的な子の奪取：ブルキナファソは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年ハーグ条約 (1980 Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction) の締約国である、米国国務省の親による国際的な子の奪取に関する年次報告書を参照。(Travel.stage.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html)

反ユダヤ政策

周知のユダヤ人社会はなかった。反ユダヤ政策に関する活動の報告はなかった。

人身売買

国務省の人身売買に関する報告書を参照。(www.state.gov/j/tip/r/s/tiprpt/)

障害者

法律は、雇用、教育、飛行機での旅行及びその他の輸送手段、医療を受ける機会、司法制度、又は他の政府のサービスの提供に関して、肉体的、知覚的、知的、及び精神的な障害者に対して差別することを禁じているが、政府は、効果的に、これらのことを提供しなかった。法律により、障害者は、より少ない費用又は無料で、医療及び教育を受けたり、仕事を獲得することができる。法律には、さらに、庁舎を利用できるようにするための建築基準が組み入れられている。当局は、当該手段のすべてを効果的に実施しなかった。

障害者は、差別に直面し、行政サービスなどにおける仕事を見つけることの困難さを報告した。これらの問題は、障害者は、家族の保護の下に置かれるべきで、労働力になるべきではないという社会的な共通認識によって、深刻化した。

障害者の向上及び保護に関する多部門の国家評議会 (MNCPPPD : Multisectorial National Council for the Promotion and Protection of Persons with Disabilities) は、様々な省庁、非政府組織 (NGO) 及び市民社会団体からの 76 人のメンバーから構成されている。2016 年中、同評議会は、ブルキナファソの 2 つの地方に居住する障害者の持つ権利に関するセミナーを開催した。さらに、同評議会は、アフリカ人権認可書 (African Charter of Human and Peoples' Rights) を見直すため、さらに障害者の持つ権利に対して、もっと十分に取り組む目的で当該認可書を見直すために、セミナーを開催した。政府が所有しているテレビ局は、聴覚障害者に対して、手話によるニュース放送を提供した。

政府は、障害者を支援するための限られたプログラムしか持っていなかったが、一部の非政府組織 (NGO) 及び障害者の社会復帰のための国家委員会 (NCRPD : National Committee for the Reintegration of Persons with Disabilities) は、意識向上キャンペーンを実施し、社会的復帰プログラムを実行した。高等弁務官、教師及び非政府組織 (NGO) は、力を合わせて、市民に対して障害者の権利、特に障害児童の権利に関する情報を提供した。多くの非政府組織 (NGO) は、障害者に対して、職業訓練及び設備を提供した。

政府は、点字による試験を実施することで、視覚障害者の志願者が行政の採用試験を受けることができるようにするために、引き続き手配した。さらには、当局は、障害者が公務員試験を受けるための登録をもっと簡単にできるようにするために、登録に関する特別カウンターを開いた。

女性・国家連帯・家族関係省 (MWNSF : Ministry of Women, National Solidarity, and Family) は、600 人の障害者に対して、90 百万 CFA フラン (\$ 154,639) に及ぶ財政的支

援を行うと同時に、586人の障害者に対して、75百万 CFA フラン(\$128,866)相当の車椅子及び他の可動性器具を寄付した。同省は、さらに、一部の職業訓練学校に通う100人の若い障害者に対して、登録及び財政面に関して支援した。

国籍／人種／少数民族

フラニ族の遊牧民と他の民族の定着農民との間における長年にわたる衝突により、暴動が起こることもあった。フラニ族は、自分たちの畜牛を農地で放牧させたり、又は、放牧させるために地元当局によって確保された土地を耕そうとする農民によって、よく事件を引き起こした。動物・油圧リソース省 (MAHR: Ministry of Animal & Hydraulic Resources) によれば、2005年から2011年にかけて、当該事件は、年間平均700件発生したが、2012年以降、その発生件数は激減した。同省によれば、政府が当事者間の意見交換及び仲介に取り組んだことにより、前述の発生件数の激減につながった。また、地元の昔からの族長の指名に関する紛争のため、民族間の衝突が発生した。例えば、(2016年)6月20日、昔からの族長の即位に続いて、中部地方のクーグリ (Kougri) 及びダワカ (Dawaka) の住民の間で、暴動が勃発した。報道によれば、暴動が発生中1人が殺害され、10人以上が負傷し、さらに、財産が駄目になった。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

レスビアン、ゲイ、両性愛者、トランスジェンダー及びインターセックス (LGBTI: lesbian, gay, bisexual, transgender, and intersex) に対する社会的な差別は問題であり、宗教上及び言い伝えられる信仰によって、深刻化した。LGBTIを支援する団体によれば、LGBTIの人々は、言葉による虐待及び肉体的虐待の被害者であることもあった。政府が、LGBTIの人々に対する社会的暴力及び差別に対処したという報告はなかった。

ブルキナファソは、LGBTIの社会に対する調査、告訴、又は偏見に基づいた犯罪の判決を下すことに役立つ憎悪犯罪に係る法律や他の刑事司法メカニズムはなかった。

LGBTIに係る団体は、ブルキナファソにおいては、法律上の地位がなかったが、非公式に存在した。領土管理・地域分権・国家安全省 (MTADIS: Ministry of Territorial Administration, Decentralization, and Internal Security) は、LGBTIに係る団体による登録のための度重なる要請を承認しなく、その拒否に対する説明もしなかった。LGBTIに係る団体に対する政府又は社会による暴力の報告はなかったが、当該事件は、社会的な汚名又は脅迫のため、必ずしも報告されなかった。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

HIV 及び AIDS 感染者に対する社会的差別は問題であり、検査で陽性反応が出た者は、家族から避けられることもあった。HIV 検査で陽性反応が出た夫を家族から引き離すことはしなかったが、HIV 検査で陽性が出た妻は、家族から引き離すこともあった。一部の不動産所有者は、HIV 及び AIDS 感染者に対して、部屋を貸すことを拒否した。政府は、国のガイドラインにより、抗レトロウイルス薬を入手できる資格がある一部の HIV 検査で陽性反応が出た者に対して、無料で、抗レトロウイルス薬を配付した。

他の社会的暴力又は差別

ブルキナファソ中の自警団は、拘留施設を運営した。報道は、当該施設において発生した拷問及び殺人事件を報告した。例えば、(2016年)5月10日、ムーサ・ボリー (Moussa Boly) という名前の窃盗の容疑者及び3人の共犯者は、ベンオーゴー (Benwourgou) における村落にある地元の自警団によって拘留された。その翌日に、ボリー (Boly) の遺体は発見され、警察は、彼の遺体に拷問を受けた形跡があると述べた。当局は、2016年末までに、当該殺人に対して、誰も逮捕、又は告訴しなかった。

第7節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

法律により、労働者は、事前の許可又は過度な要件なく、自らの選択により、独立した労働組合を結成したり、労働組合に加入することができるが、治安判事、警察官、軍人及び他の保安担当者などの要職ついている者は、労働組合に加入することができない。法律は、労働組合に対して、干渉を受けることなく活動する権利を与えている。

法律は、ストライキの権利を規定しているが、当該権利については、狭義の定義しかしていない。労働者に自宅待機を要求するストライキ及び決起大会への参加を伴わないストライキに関して、労働組合は、8日から15日前までに雇用主に対して事前通知をする必要がある。労働組合がデモ行進をする場合、市長に対して、3日前までに通知しなければならない。当局は、デモ行進中に発生したあらゆる資産への損害又は破壊に対して、デモ行進の主催者に責任を取らせる。また、法律により、政府は広範囲にわたって徴用する権限が与えられ、政府は欠くことのできないサービスにおいて、最低限のサービスを確保するために、民間及び公共部門の労働者を徴用することができる。

法律は、労働組合に反対することによって生じる差別を禁じており、さらに、法律により、労働組合の検査官は、労働組合の活動により、解雇された労働者を早急に復職させることができるが、民間の会社においては、そのような復職はケースバイケースで検討された。季節労働者、非公式部門の労働者及び家庭内労働者を含むすべての労働者は、関連する法律により保護される。2016年を通して、労働組合に反対することによって生じる差別に係る報告はなかった。

法律は結社及び団体交渉の自由を規定している。政府は、効果的に、法律を施行した。法律には、警告、刑罰、復職又は解散などの違反に対する制裁が記載されていた。刑罰は、懲役刑及び罰金刑から成り、違反の重大さに基づいて異なっている。2015年10月、CNTは、法律の改正を採択した。法律の改正により、非政府組織（NGO）の労働組合に対して、法的存在が認められ、調停委員会が創設され、さらに組合は、テロ及びマネーロンダリングへの資金供給に関する法律に従わなければならない。さらに、法律は、誰も同時に政党の党首及び組合の代表になることはできないと述べている。

ストライキに関する権利には制限があったが、政府は、通常、結社の自由及び団体交渉権を尊重した。民間部門の雇用主は、特に金鉱採掘部門においては、必ずしも、結社の自由を尊重しなかった。

政府は、通常、労働組合が政府による干渉を受けることなく活動する権利を尊重した。労働関係法令を施行するための政府の要員は、労働者の権利を保護するためには十分ではなかった。

労働組合は、賃金及び他の利益に関して直接、雇用主及び産業組合と交渉する権利がある。労働者団体は、政府及び政党から独立していた。2016年中、スト破り（労働者のストを解体しようとする対立的な行動）に関する報告はなかった。

2016年中、団体交渉に関して政府が制限しているという報告はなかった。正式な賃金部門においては、広範囲に及ぶ団体交渉があったが、当該部門は、全労働者のほんの数パーセントしかいなかった。雇用主は、労働組合との交渉を断ることもあった。民間部門、特に鉱山業及び他の産業においては、雇用主が下請を利用したことで、労働者の権利を系統的に強化することが難しくなった。

b. 強制労働の禁止

法律は、すべての種類の強制労働を禁止している。法律は、あらゆるタイプの制裁の脅威

の下で個人により提供され、かつ制限されずに提供されなかったあらゆる労働又はサービスは、強制的であると見なしている。政府は、効果的に関係法を施行しなかった。金選鉞現場及び石切場だけでなく、農業（特に綿花）、非公式な貿易、家事労働、レストラン及び畜産部門においては、子どもの強制労働が発生した。教育者は、物乞いをさせるために、一部の子どもを両親の力を借りて、強制的にコーラン人の学校へ行かせた。（第6節 子ども参照）政府は、強制労働の問題に取り組んだり、強制労働を廃止させるための重要で効果的なプログラムを整備しなかった。他の西アフリカ諸国からの女性たちは、ブルキナファソで仕事をするために、不正に採用され、その後、強制的な売春行為、レストランでの強制労働、又は個人の家における家事労働を受けることになった。政府は、引き続き、人身売買を禁止させるための支援キャンペーンを行い、さらに、暴力及び人身売買に関する事件を、個人が報告できるようにするため、無料通話サービスを運営した。米国国務省ホームページの人身売買に関する報告書を参照（www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/）

c. 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

法律は、雇入れの最低年齢を 16 歳と規定しており、さらに、緊急の場合を除いて、18 歳未満の児童の夜間労働を禁じている。雇入れの最低年齢は、教育要件を達成する年齢、すなわち 16 歳と一致していた。家事労働及び農業部門において、法律は、13 歳以上の児童が、1 日につき、最長 4 時間 30 分の限定された仕事を行うことを認めている。

法律は、児童の商業的な性的搾取、児童ポルノ、及び児童の健康に有害な仕事などの最悪の形態の児童労働を禁じている。政府は、最悪の形態の児童労働と闘い、搾取された児童の労働を大幅に減少させるための国家行動計画 (NAP: National Action Plan) を実行した。2015 年に、CNT は、鉞山における児童労働を禁じる新规定を含む改正鉞業条例を採択した。当該改正により、違反者には、2 年から 5 年の懲役刑及び 5 百万から 24CFA フラン (\$8,200 から \$41,000) の罰金刑が科せられる。反人身売買に係る法律により、違反者には、最長 10 年の懲役刑が科せられ、さらに、最長の刑期が 5 年から 10 年に拡大する。さらに、法律によれば、ある状況の下では、刑期は 20 年から終身刑にもなる。

最悪の形態の児童労働に反対する国家行動計画 (NAP) は、一部の省庁及び非政府組織 (NGO) の最悪の形態の児童労働に対する取り組みをまとめた。その目標とするものには、現地語による情報の普及、被害者の社会復帰などのサービスをさらに利用できること、最悪の形態の児童労働に取り組むための刑法改正及び改良されたデータ収集及び分析などが含まれる。再検討期間において、国家調整委員会 (NCC: National Coordination Committee) は、データ収集及び分析のために役に立つ監視ツールを採用した。ブルキナファソは、2014 年に、児童の売買、児童売春及び児童ポルノを禁じる法律を制定した。

児童労働関連法に違反した場合には、最長 5 年の懲役刑及び最高 600,000CFA フラン (\$1,031) の罰金刑などが科せられる。政府は、一貫して、法律を施行しなかった。労働に関する基準を監督する行政管理・労働・社会保障省 (MCSLSS : Ministry of Civil Service, Labor, and Social Security) は、十分な検査官、輸送手段、並びに労働者の安全及び最低賃金に関する法律を施行するための他の方策が不足していた。2016 年中に、告訴及び有罪件数に関して利用できるデータはなかった。

政府は、児童、両親及び雇用主に搾取された児童の労働の危険性を知らせるためのセミナー及び会議を開催した。

政府及び一部の非政府組織 (NGO) による努力にもかかわらず、子どもに対する暴力、児童労働及び児童の人身売買が発生した。国家統計期間 (NIS : National Institute of Statistics) により集計された 2011 年の統計によれば、5 歳から 17 歳までの児童の 76 パーセントは、ある形態の経済活動に従事しており、そのうち 81% は、農業部門において働いていた。児童は、通常、地方又は村落及び都市において家族所有の小規模事業で、自分の両親と共に働いた。政府が所有する会社又は大規模民間会社によって、15 歳未満の児童が雇い入れられたという報告はなかった。

また、児童は、鉱業、貿易、建設及び家事労働部門で働いた。2012 年の国際連合児童基金 (UNICEF : UN Children's Fund) の調査報告書によれば、8 歳から 18 歳までの児童の 20,000 人以上が、召使い、金選鉱者又は採掘者として、金鉱採掘現場で働いた。一部の児童、特に、牛飼いや路上における行商人として働いている児童は、通学しなかった。15 歳未満の多くの児童は、長時間働いた。国際労働機関 (ILO : International Labor Organization) の調査報告によれば、零細鉱業で働く児童は、1 週間に 6 日又は 7 日働いたり、1 日あたり最長 14 時間働くこともあったと報告されている。当該児童は、職業病を患い、さらに、雇用主は、当該児童に対して、肉体的又は性的虐待をすることもあった。家事の召使いとして働く子どもは、1 ヶ月につき 3,000 CFA フランから 6,000CFA フラン (\$5 から \$10) 稼ぎ、1 日あたり最長 18 時間働いた。雇用主は、当該児童を搾取したり、虐待することが多かった。犯罪者は、強制労働又は性的目的の人身売買をさせるため、ブルキナファソの児童をコートジボアール、マリ及びニジェールへ運んだ。

米国労働省ホームページの最悪の形態の児童労働に関する調査結果も参照 (www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/)

d. 雇い入れ及び職業に関する差別

法律は、人種、皮膚の色、性別、宗教、政治的見解、社会的起源、性差、肉体的又は精神的障害、言語、性的指向、又は性同一性、HIV 陽性の状況にあること又は他の伝染病、又は社会的地位に基づいた、雇い入れ及び職業に関する差別を禁止している。当該禁止事項に違反して有罪となった場合には、50,000 CFA フランから 1 百万 CFA フラン（\$ 86 から \$ 1,718）の罰金刑が科せられる。政府は、効果的に法律及び規則を施行しなかった。

差別は、雇い入れ及び職業に関する上記のカテゴリーに基づいて発生した。政府は、2016 年を通して、差別が発生するのを防いだり、廃絶するための行動をほとんど取らなかった。

法律により、障害者は、一層安い医療費の恩恵を受けたり、教育を受けたり、雇用されることが出来る障害者カードを受け取ることが出来る。法律は、障害者が政府の建物を利用することができる建築基準も盛り込んでいる。政府は、一貫して、この権利を強化しなかった。雇い入れ及び職業における差別は、障害者並びに HIV 及び AIDS 感染者について発生した。（第 6 節参照）政府は、2016 年を通して、雇い入れ及び職業に関する差別の発生を防いだり、又は廃絶するために諸々の行動を起こした。当該行動には、HIV 陽性者の保護を講じる法律の写しをブルキナファソ中に配付すること、労働者及び学生に対する差別に反対する住民の教育、及び病院への訪問による HIV 陽性者への精神的支援があった。

e. 受け入れ可能な労働条件

法律により、公式部門においては、最低月給は、32,218CFA フラン（\$ 55）と規定されているが、自給自足の農業又は他の非公式な職業においては、適用されない。住民の約 46 パーセントは、最低生活基準より下で生活している。地方における貧困の度合は、一層高い状態が続いた。貧困所得レベルと比較して、最低賃金は不十分であった。

法律により、家事労働以外の労働者の標準的な 1 週間の労働時間は 40 時間と規定され、家事使用人の 1 週間の労働時間は 60 時間と規定されている。法律は、超過勤務手当を規定しており、さらに休憩時間、労働時間に関する制限及び法外の強制的超過勤務の禁止に関する規則もある。

政府は、職業上の健康及び安全基準を設定する。労働関係法令において、職業上の健康及び安全に関する明確な制限があった。雇用主は、安全を提供する措置を取り、すべての労働者の肉体的及び精神的健康を保護しなければならない。さらに、雇用主は、雇用主の管理下にある仕事場、機械、器具、材料及び作業過程は、労働者に対して、健康上又は安全上のリスクを引き起こさないということを保証しなければならない。

法律によれば、従業員 30 人以上のあらゆる会社は、労働安全委員会を置かなければならない。従業員が、安全性に対する懸念から、立ち去る決定をした場合には、裁判所は、当該決定に係る関連性について判断を下す。

行政管理・労働・社会保障省（MCSLSS : Ministry of Civil Service, Labor, and Social Security）は、労働基準に係る最低賃金及び労働時間の施行に対して責任を負っている。同省の検査官及び労働裁判所は、小規模産業及び商業部門における職業上の健康及び安全基準を監督する責任を負っているが、当該基準は、自給自足の農業及び他の非公式部門には適用されない。

当該基準は、効果的に施行されなかった。労働検査官集団は、最新の統計によれば、155 人の検査官及び 133 人の会計検査官を雇用していたが、事務所及び輸送手段などの十分な資源が不足していた。2016 年を通して、検査に係る調査結果の効果的な施行に関する報告はなかった。

雇用主は、多くの場合、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった。従業員は、通常、親戚に頼ったり、自給自足の農業を行ったり、又は非公式部門の商売をすることにより、自分たちの所得を埋め合わせた。鉱業部門の会社は、通常、労働時間、超過勤務時間並びに職業上の安全及び健康基準を尊重した。ブルキナファソ経済の約 50 パーセントを占める非公式部門の労働者は、雇用主によって、賃金、超過勤務時間並びに職業上の安全及び健康基準に関する違反にさらされた。